

第3回高崎市社会福祉審議会 会議録（抄）

【開催日時】平成29年5月23日（火）午後3時30分～午後4時15分

【開催場所】高崎市役所17階 172会議室

【出席委員】計11名

委員長	松橋 亮	副委員長	白石 隆夫
委員	大谷 良成	委員	高橋 式子
委員	天田 和也	委員	蜂須賀 和夫
委員	石井 博	委員	阿久澤 磨
委員	竹中 三郎	委員	滝沢 信子
委員	丸橋 比左士		

【欠席委員】計6名

委員	有賀 長規	委員	朝比奈 高昭
委員	三木 富士夫	委員	根岸 洋人
委員	櫻井 常矢	委員	森 周子

【出席幹事】10名

福祉部長	田村 洋子	子育て支援担当部長	星野 守弘
社会福祉課長	清水 琢磨	指導監査課長	富里 郁雄
障害福祉課長	千明 浩	長寿社会課長	志田 登
介護保険課長	住谷 一水	こども家庭課長	中山 直美
保育課長	天田 順久	こども発達支援センター所長	笠原 裕美

【欠席幹事】なし

【公開・非公開区分】公開（傍聴者なし）

【所管部課】福祉部社会福祉課

【会議に付した案件】委員長の選出

副委員長の選出

会議録署名人の指名

専門分科会委員の指名

専門分科会長及び副会長の選出

【配布資料】次第

資料1	高崎市社会福祉審議会の概要について
資料2	高崎市社会福祉審議会委員及び臨時委員名簿
資料3	社会福祉審議会に関する根拠法令等

【会議録】

1 開会（司会）

2 委嘱状交付

副市長から、委員に委嘱状を交付

（司会）

本日は委員6名と、身体障害者福祉に関する事項を調査審議するためお願います臨時委員13名におかれましては、欠席されておりますので、委嘱状につきましては、後日交付させていただきます。

3 市長あいさつ

（副市長）

本日は、大変お忙しい中、「第3回高崎市社会福祉審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきました委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から、市政全般にわたって、特段のご理解とご協力を賜っており、この場をお借りいたしまして、心から深く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

高崎市は、平成23年4月1日に中核市に移行し、丸6年経過したところでございます。福祉の分野では、今まで県が行っておりました身体障害者手帳の交付事務を、高崎市が行うことになるなど、県と市で分けていた行政事務を、本市において、一元的に実施することになり、これまで以上にきめの細かい、充実したサービスを提供できるようになったわけでございます。

この社会福祉審議会は、社会福祉における重要事項について、調査・審議をしていただき、その成果を、本市のまちづくりに、しっかりと反映させていただくためのものがございます。

福祉に関するトピックスを挙げさせていただきますと、本市の重点事業の一つとして、高齢者はいかいシステムの導入に加え、障害者にも対応することとなりました。システム構築をしっかりと行い、皆様に安心して利用できる市を目指したいと考えております。

子育て関係につきましては、先日、田町に子育てなんでもセンターをオープンいたしました。就労支援や保育園、幼稚園の相談等をワンストップで受けられる施設として、関係機関の方々の支援をいただきながら、順調に滑り出しをしております。

本市といたしましては、障害者、子育て、高齢者等について総合的に今後も推進していきたいと考えております。そのために、社会福祉審議会委員の皆様には今後ともご支援ご指導賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせてい

たきます。

(司会)

ありがとうございます。

なお、会議の途中ではございますが、副市長は、所用のため退席させていただきますので、ご了承ください。

4 委員の紹介

(司会)

続きまして、委員の皆様一言、自己紹介をお願いいたします。

恐れ入りますが、自席にて自己紹介をお願いいたします。

(各委員の自己紹介)

(司会)

ありがとうございました。

5 幹事の紹介

(司会)

次に、幹事の紹介を行います。自己紹介をお願いします。

(各幹事の自己紹介)

6 社会福祉審議会について

(司会)

続きまして、高崎市社会福祉審議会につきまして、事務局よりご説明を申し上げます。

(事務局)

皆様お世話になります。私からは、高崎市社会福祉審議会について、資料に基づき説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、お配りさせていただいた資料の確認をさせていただきます。

配付資料

第3回高崎市社会福祉審議会次第

資料1 高崎市社会福祉審議会の概要について

資料2 高崎市社会福祉審議会委員及び臨時委員名簿

資料3 社会福祉審議会に関する根拠法令等

以上お揃いでしょうか。お揃いでない方はお声掛けください。

よろしいでしょうか。

資料1の1ページをお開きください。この概要図に沿って説明させていただきます。

まずは、上の段の真ん中、網掛けの四角をご覧ください。高崎市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項の規定により、社会福祉に関する事項を調査

審議するために置かれる、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関でございます。市長からの諮問に対し、答申を出すことが主な役割でございます。高崎市におきましては、中核市となりました平成23年4月1日に設置をしております。

次に、委員についてでございます。社会福祉審議会には、委員のほか、特別な事項を調査審議するため、必要に応じ、臨時委員を置くことができることとされております。

委員及び臨時委員は、資料にございますとおり、市議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、市長が任命をするということになっております。

次に、任期でございますが、委員につきましては、3年でありまして、臨時委員につきましては、3年以内で、関係する事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとされております。

次に、委員の定数ですが、20人以内とされておりますが、現在お願いしてあります委員は17人でございます。

次に、審議会に置かれます専門分科会と審査部会について、ご説明させていただきます。図の中段をご覧ください。まず、5つの網掛けの四角がございまして、これが専門分科会でございます。

左から、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の3つにつきましては、法令等により置くこととされているものでございます。

次に、地域福祉専門分科会と高齢者福祉専門分科会でございますが、こちらは臨時的に設置することができるものでございます。

地域福祉専門分科会は、平成27年9月14日に設置をし、現在も調査審議を継続して行っていただいております。また、高齢者福祉専門分科会につきましては、現在委員の指名等は行っておりませんが、必要が生じた際には、設置をすることとしているものでございます。

次に、身体障害者福祉専門分科会の下網掛けの四角をご覧ください。審査部会でございますが、これは、身体障害者福祉専門分科会に設けられるものでございます。

このほか、社会福祉審議会の委員長及び副委員長の選出や各専門分科会等についての説明は、それぞれの審議の都度、それぞれご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料3に、それぞれ根拠となる法令等を掲載してございますので、後ほどご確認ください。

社会福祉審議会の概要につきましても説明は、以上でございます。

(司会)

ただ今の説明に対して、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次第に従いまして、7の議事に入らせていただきます。

委員長が選出されるまでの間は、幹事が議事を進めさせていただきます。

7 議事

(幹事 A)

皆様お世話になります。

委員長が選出されるまでの間、議事を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議事に先立ちまして、本審議会の傍聴申出があった時には、高崎市社会福祉審議会条例施行規則第3条第1項に基づき、その可否を審議会にお諮りすることとなっておりますが、本日は傍聴の希望がございませんので、ご報告させていただきます。

(1) 委員長の選出

(幹事 A)

次に、議事の(1)、本審議会の委員長の選出を行わせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

委員長の選出は、社会福祉法第10条の規定により、委員の互選によることになっております。

以上でございます。

(幹事 A)

委員の皆様のご互選による、との説明がありましたが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

(委員から「事務局一任」の声)

(幹事 A)

事務局一任とのご意見をいただきましたので、事務局に案がありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局といたしましては、委員長を委員 A をお願いしたいと考えております。

(幹事 A)

ただ今事務局から、委員長を委員 A をお願いしたいとの提案がございました。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声と拍手)

(幹事 A)

ありがとうございます。

ただいま、委員長に委員 A が選出されました。

それでは、委員長に就任のごあいさつをお願いいたします。

(委員長のあいさつ)

(司会)

ありがとうございました。

それでは、委員長はこちらの委員長席へお移りください。

以後の進行につきましては委員長をお願いいたします。

(2) 副委員長の選出

(委員長)

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

では、議事(2)としまして、本審議会の副委員長の選出を行います。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

高崎市社会福祉審議会条例第4条第2項にありますとおり、委員の互選より選出することとされております。

以上でございます。

(委員長)

委員の皆様からの互選による、との説明がありましたが、委員の皆様からのご意見はいかがでしょうか。

(委員から「事務局一任」の声)

(委員長)

事務局一任とのご意見をいただきましたので、事務局に案がありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局といたしましては、副委員長を委員 B をお願いしたいと考えております。

(委員長)

ただいま、事務局から副委員長を委員 B をお願いしたいとの提案がございました。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声と拍手)

(委員長)

ありがとうございます。

ただいま、副委員長に委員 B が選出されました。

それでは、副委員長はこちらの副委員長席へお移りください。

それでは、副委員長に就任のごあいさつをお願いいたします。

(副委員長のあいさつ)
ありがとうございました。

8 会議録署名人の指名

(委員長)

続きまして、次第の8、会議録署名人の指名に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

審議会の会議につきましては、高崎市社会福祉審議会条例施行規則第5条第1項の規定により会議録を作成することとされており、同条第2項の規定により、委員長は、会議に出席した委員のうちから、会議録署名人1人を指名することとされております。

以上でございます。

(委員長)

ただいま事務局から説明がありましたように、私から指名させていただくこととなります。私からは、委員Cをお願いいたしたいと思っております。

委員Cには、当審議会の会議録ができた後に、ご署名をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

9 専門分科会及び審査部会に属する委員の指名

(委員長)

続きまして、次第の9、専門分科会についてですが、まず、専門分科会委員の指名から行います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

各専門分科会に属する委員及び臨時委員については、条例第6条第2項の規定により、委員長が指名することとされております。

また、委員及び臨時委員は、2つ以上の専門分科会に重複して属することができます。

なお、民生委員審査専門分科会に属する委員については、社会福祉法施行令の規定により、市議会議員の選挙権を有する委員の中から委員長が指名することとされております。

以上でございます。

(委員長)

ただいま説明がありましたように、委員長が指名することとなっております。指名いたします各専門分科会の委員及び臨時委員のお名前を事務局より読み

上げさせていただきます。

(事務局)

— 委員氏名読み上げ —

(委員長)

続きまして、身体障害者福祉専門分科会の審査部に属する委員の指名を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

社会福祉法施行令第3条第2項の規定により、審査部に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名することになっております。

以上でございます。

(委員長)

ただいま説明がありましたように、委員長が指名することとなっております。指名する委員及び臨時委員のお名前を事務局より読み上げさせます。

(事務局)

— 委員氏名読み上げ —

(委員長)

以上で専門分科会委員及び審査部の委員及び臨時委員の指名を終わります。

ここで、ただ今指名いたしました委員及び臨時委員の名簿を、事務局から配付させていただきます。

(事務局より名簿を配布)

10 専門分科会長及び副専門分科会長の選出

(委員長)

続きまして、各専門分科会の専門分科会長及び副専門分科会長の選出でございます。

なお、今後の議事進行の中では、「専門分科会長」のことを「会長」と、「副専門分科会長」のことを「副会長」とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

条例第6条第4項の規定により、専門分科会の会長及び副会長は、各専門分科会の委員の互選により選出することとされております。

本日、委員が出席されている専門分科会につきましては、引き続き委員長の進行により、それぞれの専門分科会ごとに会長等の選出を行っていただきます。

以上でございます。

(委員長)

各専門分科会委員の皆様の互選による、との説明がありました。

それでは、民生委員審査専門分科会から順に選出を行います。

選出を行う前に、事務局から民生委員審査専門分科会について説明をお願いします。

(事務局)

ご説明いたします。

資料1の2ページをご覧ください。

民生委員審査専門分科会は、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する専門分科会でございます。具体的には、民生委員推薦会が推薦した者を市長が厚生労働大臣に推薦する際に市長に意見具申すること、市長が民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する場合の同意などを行います。

以上でございます。

(委員長)

民生委員審査専門分科会について説明がありましたが、質問はございますでしょうか。

無いようですので、続いて、民生委員審査専門分科会の会長及び副会長の選出を行います。民生委員審査専門分科会の委員に指名された皆様から、ご意見等はいかがでしょう。

(委員から「事務局一任」の声)

(委員長)

事務局一任とのご意見をいただきましたので、事務局に案がありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局といたしましては、会長を委員長に、副会長を副委員長にお願いできればと考えております。

(委員長)

ただいま、会長を私に、副会長を副委員長にとの説明がございました。いかがでしょう。

(委員から「異議なし」の声と拍手)

(委員長)

ありがとうございます。

ただいま、会長に私が、副会長に副委員長が選出されました。

それでは、選出いただきましたので、どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

続きまして、副会長にごあいさつをお願いいたします。

(副会長のあいさつ)

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、身体障害者福祉専門分科会の選出を行います。

身体障害者福祉専門分科会について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明いたします。

資料1の2ページをご覧ください。

身体障害者福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する専門分科会でございます。身体障害者福祉専門分科会には、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、審査部会が設けられています。審査部会では、身体障害者の障害程度の審査のほか、身体障害者に係る診断書交付医師の指定または取消しに関する審査を行います。

以上でございます。

(委員長)

身体障害者福祉専門分科会について説明がありましたが、質問はございますでしょうか。

無いようですので、続いて、身体障害者福祉専門分科会の会長及び副会長の選出についてですが、後日委員・臨時委員の互選により、選出を行う予定です。

続きまして、児童福祉専門分科会から選出を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明させていただきます。

恐れ入りますが**資料1**の2ページをご覧ください。

児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項、母子・父子家庭及び寡婦の福祉に関する事項、及び知的障害者の福祉に関する事項等を調査審議する専門分科会でございます。

具体的な内容につきましては、施設の設備や運営が条例などに定める基準に達していない場合や、児童にとって有害と認められる場合など、児童福祉施設の設置者に対し業務停止命令を行う際に市長に意見具申をすること、また、母子父子寡婦福祉貸付金の貸付やその停止につきまして、市長に対し意見具申をすること等でございます。

以上でございます。

(委員長)

児童福祉専門分科会について説明がありましたが、質問はございますでしょうか。

無いようですので、続いて、児童福祉専門分科会の会長及び副会長の選出を行います。児童福祉専門分科会の委員に指名された皆様から、ご意見はいか

がでしょうか。

(委員から「事務局一任」の声)

(委員長)

事務局一任とのご意見をいただきましたので、事務局に案がありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局といたしましては、会長を委員 D に、副会長を委員 E にお願いしたいと思っております。なお、委員 D については、本日欠席となっておりますが、事前にご承諾をいただいております。

(委員長)

ただいま、会長を委員 D に、副会長を委員 E にお願いしたいとの事務局からの提案がございました。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声と拍手)

(委員長)

ありがとうございます。

ただいま、会長に「委員 D」、副会長に「委員 E」が選出されました。

それでは、副会長にごあいさつをお願いいたします。

(副会長のあいさつ)

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、地域福祉専門分科会です。

地域福祉専門分科会について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明いたします。

資料 1の 2 ページをご覧ください。

地域福祉専門分科会は、地域福祉に関する事項を調査審議する専門分科会でございます。地域福祉計画の策定、進行管理、その他地域福祉の推進に関する事項を調査審議いたします。

以上でございます。

(委員長)

地域福祉専門分科会について説明がありましたが、質問はございませんでしょうか。

無いようですので、続いて、地域福祉専門分科会の会長及び副会長の選出についてですが、後日委員・臨時委員の互選により、選出を行う予定です。

1 1 その他

(委員長)

最後になりますが、「その他」として何かありましたらお願いします。

無いようですので、以上をもちまして、本日の審議会の議題は全て終了いたしました。

議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

1 2 閉会

(司会)

委員長、お疲れさまでした。

それでは、これもちまして、第3回高崎市社会福祉審議会を終了させていただきます。

本日はご多忙のところご出席いただき、また審議会の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。